

第33号議案

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	3～4
2 新旧対照表	5

教育委員会

令和5年2月

1 条例改正の概要

(1) 改正の趣旨

教育委員会の事務局等に勤務する学校職員において、管理職については令和4年4月1日から人事評価結果を勤勉手当へ活用しているところであるが、対象者を一般職まで拡大することから、条例の一部改正を行う。

(2) 改正の内容

ア 対象者等

部局	所属名	管理職 人数 ①	一般職 人数 ②	合計 人数 ①+②	人事評価	勤勉手当の取扱い	
						改正前	改正後
市長	子育てサポート課 こどもみらい課	1	2	3	長崎市職員と同様の取扱い	市町村立 学校県費 負担教職員と同様の取扱い	<u>長崎市職員と同様の取扱い</u>
教育局	生涯学習課 学校教育課 健康教育課	9	15	24			
	教育研究所	3	6	9			
	教育機関	高島幼稚園	0	2			
	長崎商業高等学校	3	40	43	長崎県立 の高等学校 の職員 と同様の 取扱い	長崎県立 の高等学 校の職員 と同様の 取扱い	同左
合計		16	65	81	※人数は、令和4年4月1日現在		

今回の改正の対象者 … のうち、一般職(管理職は実施済)

イ 勤勉手当について

$$\boxed{\text{勤勉手当}} = \boxed{\text{勤勉手当基礎額 (※1)}} \times \boxed{\text{成績率 (※2)}} \times \boxed{\text{期間率}}$$

※1 勤勉手当基礎額 … (給料の月額+給料の月額に係る地域手当)
+ [(給料の月額+給料の月額に係る地域手当) × 役職加算率]

※2 成績率 … 人事評価の結果により決定

(3) 本市における人事評価の実施について

ア 人事評価について

任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価[地方公務員法(昭和25年法律第261号)]

人事評価の種類	定義	評価方法
能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価すること	評価項目ごとの評価(個別評語)及び当該評価の総括的な評価(能力評価全体評語) ※5段階評価
業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の難易度及び達成度により、その業務上の業績を客観的に評価すること	業務目標ごとの目標達成度に応じた総括的な評価(業績評価全体評語) ※5段階評価

イ 実施(活用)時期(予定)

時期	管理職 (課長補佐以上)	一般職
令和2年度(9月~)	試行的運用	試行的運用
令和3年度	本格実施	
令和4年度	評価結果の勤勉手当への活用開始	
令和5年度		本格実施
令和6年度		評価結果の勤勉手当への活用開始

(4) 施行日

令和6年4月1日

2 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成3年3月25日条例第14号)</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>(事務局等に勤務する学校職員の給料等)</p> <p>第5条 第2条第1項第5号に掲げる学校職員に支給する給料等(同号に掲げる者のうち教育委員会が別に定めるものに係る勤勉手当並びに同号に掲げる者に係る管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。)は、市町村立学校教職員給与等条例又は職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)の規定を準用するものとし、その学校職員に適用される給料表、職務の級及び号給は、教育委員会が別に定める。</p> <p>2 第2条第1項第5号に掲げる学校職員に支給する勤勉手当(教育委員会が別に定める者に係るものに限る。)、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、本市の職員の例による。</p> <p>第6条～第13条 [略]</p>	<p>○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成3年3月25日条例第14号)</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>(事務局等に勤務する学校職員の給料等)</p> <p>第5条 第2条第1項第5号に掲げる学校職員に支給する給料等(勤勉手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。)は、市町村立学校教職員給与等条例又は職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)の規定を準用するものとし、その学校職員に適用される給料表、職務の級及び号給は、教育委員会が別に定める。</p> <p>2 第2条第1項第5号に掲げる学校職員に支給する勤勉手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、本市の職員の例による。</p> <p>第6条～第13条 [略]</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>